

## 奈良県告示第三百四十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和八年一月九日

奈良県知事 山 下 真

### 一 区域の名称

平沼田

### 二 土地の表示

五條市西吉野町の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点 北緯三四度一九分二三秒四〇八六三

東緯一三五度四五分一三秒二五七八五

二点 北緯三四度一九分二三秒九五二九五

東緯一三五度四五分一四秒五一〇六八

三点 北緯三四度一九分二四秒三二四六五

東緯一三五度四五分一四秒一二七二〇

四点 北緯三四度一九分二四秒六〇三〇〇

東緯一三五度四五分一四秒七四一五五

五点 北緯三四度一九分二四秒七三二〇九

東緯一三五度四五分一七秒二四一〇三

六点 北緯三四度一九分二四秒九七一六五

東緯一三五度四五分一七秒六七五〇四

七点 北緯三四度一九分二三秒四六〇三四

東緯一三五度四五分一七秒八二三五五

八点 北緯三四度一九分二三秒五八七三四

東緯一三五度四五分一七秒五一一七五

九点 北緯三四度一九分二三秒三七四六八

東緯一三五度四五分一三秒七〇七〇九